

9 保育の利用基準

番号	保護者（父母）の状況		利用基準指数	利用期間							
	類型	細目									
1	居宅外労働	外勤 居宅外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで						
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45							
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40							
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35							
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30							
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25							
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20							
2	居宅内労働	居宅内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで						
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45							
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40							
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35							
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30							
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25							
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20							
	内職		週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態	20							
			月48時間以上の就労を常態	15							
			出産	出産		出産前後の休養のため保育にあたるできない場合	15	5か月以内 (出産予定月をはさんで 前後各2か月以内)			
						疾病 障害	疾病 障害	入院1か月以上	50	最長就学前まで	
								常時病臥	精神障害者保健福祉手帳所持程度		50
									上記以外の程度		30
								一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)		30
通院加療を要する状態	20										
障害	障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳所持、愛の手帳所持	50								
		身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持	30								
		身体障害者手帳4級以下所持(聴覚障害を除く)	20								
4	介護	施設等付添	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い	50	最長就学前まで						
			週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い	45							
			週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い	40							
			週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い	35							
			週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い	30							
			週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い	25							
			介護	介護		重度障害者等の全介護	50				
	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く) 上記以外の場合	40 20									
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたるできない場合	50	最長就学前まで							
6	求職	就労内 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	30	1か月以内						
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	25							
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	20							
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15							
			月48時間以上の就労を常態	10							
			求職	求職のため、外出を常態		10	3か月以内				
7	その他	就学等 不存在等 前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合	就学・技能習得等のため、保育にあたるできない場合	※①	最長就学前まで						
			死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50							
				※②							

- 備考 (1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。
(2) 就労日数・時間の算定にあたっては、契約時間等でなく、実績をもとに指数を算出することを基本とし、休憩時間は就労時間に含む。
(3) 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数(50を限度とする)を求め、合算して当該世帯の指数とする。
(4) 介護は、三親等内の親族を対象とする。
(5) ※①は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。
(6) ※②は、番号1～6を準用する。
(7) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く)は、本表による利用基準指数は適用しない。

10 保育の調整基準

番号	条 件	調整基準 指数	
1	生活保護世帯	+10	
2	ひとり親世帯(同居親族がいない)または父母不存在	+20	
3	ひとり親世帯で同居親族がいるが保育にあたることができない場合	+10	
4	父母のどちらかが単身赴任である世帯	+3	
5	就労実績が1年以上の場合	+2	
6	申込児の産休明け、または産休明け予定の場合(4月1日入園希望者については申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む)	+5	
7	産休取得により、利用調整の対象となる保育施設・事業を一時退園し、産休明けに再入園の場合	+20	
8	保護者が申込児を自宅で保育している場合(産休・産休中は除く)	-6	
9	保護者が申込児を自宅外で保育している場合	-1	
10	就労内定者で1月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+3	
11	就労内定者で2月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+2	
12	就労内定者で3月中に就労開始する場合(4月1日入園予定に適用)	+1	
13	保護者が身体障害者手帳3級で、保育に著しく負担がかかる場合	+5	
14	保護者が身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳を所持している場合	+1	
15	同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員(申込児は除く)がいる場合	+2	
16	申込児が障害を有するために、通所施設に通所、または病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合	+10	
17	入園希望月に申込児以外の子について産休中であり、その産休明けに続けて育児休業を取得する場合	-5	
18	同居の祖父母(65歳未満)その他親族等が申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合	-6	
19	申込児(転園申込児を含む)以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が在園中または同時申込み中の場合	+5	
20	申込児を保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーシッター等の認可外保育施設に有償で預けていることを常態としている場合	0歳児クラス申込みの場合	+5
		上記以外の場合	+6
21	申込児を別居親族(保護者の就労先以外)に有償で預けていることを常態としている場合	+1	
22	申込児を幼稚園に在園させることを常態としている場合	+1	
23	特別な事情による転園(兄妹別園・遠距離・転勤・転職・転居・転入・延長申込に伴うなど)	+3	
24	父または母に加え同一世帯の祖父母も看護等が必要な状態となり、緊急保育を2か月を超えて利用している場合	+2	
25	認定こども園在園児で、認定区分が1号から2号に切り替わり、引き続き同じ認定こども園のみの利用を希望する場合	+20	
26	年齢上限がある区内の保育所等(利用調整の対象となる保育施設・事業に限る)の最終年齢クラスを卒園し、引き続き区内の保育所等の利用を申込み場合(卒園後の受け入れ先が確保されている場合を除く)	+20	
27	就労の証明・申告内容に対して、勤務実績または収入実績に整合性がない場合	-10	
28	兄弟姉妹が在園児または卒園児であって、当該児童に係る保育料または延長保育料のいずれかが保育の利用申込締切日現在、正当な理由なく3か月以上滞納されている場合	-20	
29	区外在住者(転入予定者を除く)で勤務地が区内の場合	-10	
30	区内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上勤務している保育士・保育教諭が、申込児の入園が決まらないことにより、産休または産休から復帰できず、区内の保育施設等の運営に深刻な影響がある場合(4月1日入園の二次選考のみ適用)	+2	

◎調整基準については、世帯単位での適用ではなく、申込児ごとへの適用になります。＜調整基準表網かけ項目(番号7～9、20～23、25、26)を適用する場合に限る＞

備考

- (1) 番号2、3、18は、住民票が分離されていても町丁目番号まで同一の場合は同居とみなす。
- (2) 番号4は、会社命令によるものとし、勤務証明書に始期と終期の記載が必要となる。勤務証明書に記載があっても該当しない場合があり、自営業や出張、自己都合の場合は該当しない。
- (3) 番号5は、利用基準指数の類型が「居宅外労働」と「居宅内労働」の場合にのみ適用する。
- (4) 番号6は、「育児・介護休業法」に基づく産休を取得可能な産休中の方、または「育児・介護休業法」に基づく産休を取得中の方のみ適用する。
- (5) 番号6は、申込児以外の産休・産休には適用しない。
- (6) 番号6と7は、重複適用しない。
- (7) 番号7は、産休開始日より前に、産休取得のため退園を届け出た場合に限る。
- (8) 番号7、19、23、26は、利用調整の対象となる保育施設・事業に限る。
- (9) 番号9は、保護者が申込児を自宅外の職場や施設等で保育している場合に適用する。
- (10) 番号13は、利用基準指数の類型・細目が「障害」で利用基準指数30を適用する場合に限る。
- (11) 番号13と14は、重複適用しない。
- (12) 番号16は、利用基準指数と合計した場合に50を超えるときは、その合計は50とする。
- (13) 番号17は、産休と育児休業の間に有給休暇等を取得することにより、実際に勤務に復帰しない場合にも適用する。
- (14) 番号17は、番号26が適用される場合、適用しない。
- (15) 番号20～22は申込締切日時点で産休または育児休業から復職していることを条件とする。ただし、兄弟姉妹(双生児以上の同時申込以外)の同時申込はこの限りではない。ベビーシッター等とは、在宅保育サービス業を生業とする者や事業者を指す。また、重複して該当する場合は、預けている時間が一番長い預け先の指数を当該申込児の調整基準指数とする。
- (16) 番号20～22の常態とは、就労などの理由で保護者が保育にあたることができない時間と同程度の時間、申込児を預けている場合を指す。
- (17) 番号20～23と25、26は重複適用しない。
- (18) 申込児を友人・知人に預けている場合は、番号21を準用する。
- (19) 番号25については、受託証明書が提出された場合に適用する。
- (20) 番号26は申込締切日時点で在園または卒園している場合に適用する。
- (21) 番号6、20～22、23に重複して該当する場合は、高位の指数をその児童の調整基準指数とする。
- (22) 番号30の保育施設等とは、6ページに記載された保育施設・事業を指す。
- (23) 番号30は、保護者が勤務している保育施設等から申請書が提出された場合に適用する。ただし、内定辞退者は除く。
- (24) 調整基準指数は、保護者からの申込に基づき必要な書類が提出された場合に適用する。
- (25) 世田谷区在住・在勤以外の方(転入予定者は除く)は、本表による調整基準指数は適用しない。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第一段階	調整基準番号 26 に該当する世帯
第二段階	保育の利用基準指数の高い世帯
第三段階	階層低位順（同一階層の場合は、所得割課税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する。）
第四段階	申込児を有償で預けている期間の長い世帯（転園申込の場合は、適用しない）
第五段階	世田谷区に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のどちらか長い期間を適用）
第六段階	類型間の優先順位（①～⑨の順） ①不存在等 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤居宅内労働 ⑥出産 ⑦就労内定・開業予定 ⑧求職 ⑨就学等

11 延長保育について

通常の開所時間を超えて延長保育を実施している保育園等があります。通常保育の入園が決定しても、延長保育は定員の関係で認められない場合もありますので、ご了承ください。

* 区立保育園の延長保育を希望する場合

- 延長保育時間は、午後6時15分～午後7時15分です。
- 延長保育を利用する方は、以下の①～④の全てに該当することが条件です。
 - ① 世田谷区在住の方
なお、世田谷区外からの申込者は、延長保育利用開始日(当該月の初日)に世田谷区民となる
ことが確実な場合は該当。(当日まで転入がなかった場合は、内定していても取消します。)
 - ② 対象児童が延長保育利用開始日(当該月の初日)に**満1歳以上であること**(平成30年4月か
ら利用申込のときは、平成29年4月2日以前に生まれていること)。
 - ③ 勤務時間の都合で午後6時15分から午後7時15分の間に保育にあたることができないこと。
なお、延長保育を利用できれば残業するという場合は含みません。
 - ④ 在園児であること。在園児の延長保育(月ぎめ)の申込締切についても42ページの申込締切
日と同じです。

月ぎめ利用 月12日以上(週3日以上)必要とする方を対象とします。

1. 申込みの手続

区立保育園延長保育申込書に保護者の勤務証明書等必要書類を添付し、お住まいの地域を担当する各総合支所生活支援課の窓口にお申込みください。(郵送不可)

※入園後は、必要書類がすべて揃っている場合に限り、在園している保育園でも受け付けます。

※区立保育園延長保育申込書の有効期間は、申込みをした日から6か月間です。

2. 選考その他

- ① 希望者の数が延長保育(月ぎめ)の定員を超えた場合は、指数の高い方から内定します。
- ② 延長保育(月ぎめ)を決定したときは、「延長保育承諾書」をお送りします。
- ③ 定員に空きがなく、延長保育(月ぎめ)が利用できないときは、最初の入園希望月についてのみ「延長保育待機通知書」をお送りします。
- ④ 延長保育(月ぎめ)を利用していても、必要がなくなったときや利用が3か月続けて12日未満の場合は、スポット(日ぎめ)利用にきりかえていただきます。また、産休、育休期間は利用できません。利用を一旦辞退し、必要に応じて、スポット(日ぎめ)利用をお申込みください。
- ⑤ 延長保育(月ぎめ)の定員は園により異なります。

スポット(日ぎめ)利用 原則として、月の利用が12日未満の方を対象とします。

1. 申込みの手続

入園が決定したら、各保育園にお申込みください。

2. 選考その他

- ① 希望する場合は、各保育園の園長と相談のうえ、登録をしてください。
- ② 登録後、希望日の属する週の2週間前の月曜日から保育園で受け付けます。

延長保育料

月ぎめ … 53ページのとおり
スポット(日ぎめ) … 1日あたりの利用料は月ぎめの10%
ただし、1か月分の利用料は月ぎめの額を上限とします。

●延長保育(月ぎめ)利用基準

番号	類 型	延長保育必要日数(実績)		基準指数
		細 目		
1	居宅外労働	月20日以上		40
		月16日以上20日未満		30
		月12日以上16日未満		20
2	居宅内労働	月16日以上		30
		月12日以上16日未満		20
3	不 存 在 等	死亡・離婚・行方不明・拘禁・離婚を前提とした別居・長期入院など		50
4	前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合			※①

備考 ※①指数は、番号1～3を準用する。

●延長保育(月ぎめ)調整基準

番号	条 件	指数
1	申込児を延長保育時間帯に、区に申込み施設・事業および保育室・保育ママ・認証保育所・ベビーシッター等に有償で預けていることを常態としている場合	+8
2	申込児を延長保育時間帯に別居親族(保護者の就労先以外)に有償で預けていることを常態としている場合	+3
3	申込児以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が延長保育(月ぎめ)実施中または同時申込中の場合	+7
4	産休・育休取得により延長保育(月ぎめ)を辞退し、産休・育休明けに再申込みをする場合	+10
5	単身赴任(出張または同居親族がいる場合は除く)	+5
6	申込児が選考対象保育園に通園している	+2

備考 番号1と2は、重複適用しない。

延長保育(月ぎめ)・同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第一段階	延長保育(月ぎめ)の利用基準指数の高い世帯
第二段階	階層低位順(同一階層の場合は、所得割課税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する)
第三段階	迎えの時間が午後6時45分を過ぎることを常態としている世帯
第四段階	当該園の在園期間が長い世帯
第五段階	類型間の優先順位(①～⑥の順) ①不存在等 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤居宅内労働 ⑥就学等

* 区立保育園以外の各施設・事業の延長保育を希望する場合

- 区立保育園以外の、各施設・事業（私立保育園、私立認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）に直接お申込みください。
- 区立保育園以外の、各施設・事業の延長保育の選考と延長保育料の徴収は各施設で行います。
- 各施設・事業によって、延長保育の実施の有無、時間や保育料が異なります。（延長保育を実施していない場合もあります。）

1. 申込みの手続

入園が内定してから、各施設・事業にお申込みください。

2. 延長保育を利用する方は、以下の①②両方に該当することが条件です。

- ① 世田谷区在住の方
- ② 勤務時間の都合で延長保育時間に保育にあたることができないこと。

※延長保育の利用は、その施設に入園していることが条件となります。

※対象児童の年齢等については、直接施設にお問合わせください。

3. 選考

- ① 延長保育希望者が延長保育の定員を超えた場合は、施設で選考を行います。（施設・事業によって、定員が異なります。詳しくは直接施設にお問合わせください。）
- ② 延長保育が決定したときは、施設から連絡します。
- ③ 定員に空きがなく、延長保育ができないときは、その旨をお知らせします。
- ④ 延長保育を利用しているも、勤務時間や家族状況などの変更により、利用が認められなくなる場合がありますので、ご了承ください。

※通常保育が内定した後に延長保育の選考を行いますので、延長保育の決定の連絡が遅れることがあります。ご了承ください。

延長保育料

- ① 通常の保育料とは別に延長保育料がかかります。
- ② 延長保育料は直接施設に納めてください。
- ③ 延長保育料については、各施設・事業で定めています。詳しくは、ご利用希望の施設に直接お問合わせください。

ご注意
ください！

～世田谷区外に転出された場合～

世田谷区から転出された場合は、施設や事業を問わず延長保育（月ぎめ・スポットとも）が利用できなくなります。

～世田谷区在住で区外園の延長保育を希望する場合～

世田谷区に申込みをすることはできません。各区市町村にご確認ください。

12 保育料の決定

保育料は、4月1日の前日(3月31日)時点での児童の年齢とそれぞれの世帯の住民税(特別区民税)の所得割課税額を基礎として決定します。

1. 保育料の金額(53ページの一覧表をご覧ください)

区に申込む施設・事業はどの施設も同じ金額です(延長保育料は除く)。

毎月1日現在保育園等に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。(保育料の日割り計算はしませんので、利用日数にかかわらず1か月分の保育料がかかります。)

保育料は、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分かれています。

新制度では保育園等の利用にあたって、保育標準時間認定(1日最大11時間)と保育短時間認定(1日最大8時間)の区分が設定されており、保育短時間認定を受けた子どもの保育料は、保育標準時間認定を受けた子どもより約1.7%低く設定されています。

※認定こども園(保育認定枠)は、保育料とは別に、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に園にご確認ください。

2. 保育料の決定時期

保育料の決定時期は、4月と9月の2回です。4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。

3. 保育料階層決定資料の提出

前年より引き続き、世田谷区で住民税が課税されている方は、保育料階層決定のための資料(住民税課税証明書、住民税決定(納税)通知書など)の提出は不要です。世田谷区が保有する住民税の情報から計算します。

転入などで、29年度住民税が世田谷区で課税されていない方、他の自治体の保育園等を希望される方は、33ページの「**保育料を決定するための税書類**」を提出してください。提出がないと最高額の保育料に決定します。

また、必要な税資料の提出がないと、選考の際、同一指数世帯の優先順位の第三段階で最高階層として選考します。(46・48ページ参照)

※私立認定こども園(保育認定枠)と地域型保育事業の保育料の決定にあたっては、保護者の方の同意を得たうえで、世田谷区が保有する保育料の「世帯の階層区分」を施設に提供します。(入園後に保育料の「世帯の階層区分」に変更が生じた場合も同様とします。)

4. 納入方法

保育料のお支払いは、口座振替をご利用ください。(用紙は保育課、区内認可保育園、各総合支所生活支援課にあります。)ご利用の金融機関窓口で手続き後、「**保育料口座振替(自動払込)納付届**」を保育認定・調整課入園担当に郵送してください。各総合支所生活支援課では受け付けません。引き落としは毎月末日(末日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日)です。1人目のお子さんの保育料を口座振替としている場合、2人目のお子さんの保育料は同じ口座からの引き落としとなります。口座振替においては、領収書の発行を省略させていただいております。振替えた金額は、ご指定口座の預金通帳に記載されますので、ご確認ください。

口座振替ができない理由のある方は、保育認定・調整課入園担当にご相談ください。

滞納が続いた場合は法令に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

※私立認定こども園(保育認定枠)と地域型保育事業の保育料や実費負担分は、契約の相手方である施設に直接納めていただきます。

5. 保育料の変更

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により所得割課税額が変更になった場合等は、保育料を再計算しますので、必ず保育認定・調整課入園担当までご連絡ください。保育料の変更は、届出の翌月以降になります。

13 保育料の減額・免除、軽減制度

1. 保育料の減額・免除

家庭の経済的事情などにより、申請に基づき、保育料が減額・免除される場合があります。入園承諾書、保育料額決定通知書に同封してお送りする「保育料減額・免除のごあんない」をご覧ください。「保育料減額・免除申込書」は、保育課、区内認可保育園、各総合支所生活支援課にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

減額・免除の適用は、申込みの翌月からです。あらかじめ保育認定・調整課入園担当にお問合わせのうえ、お早めに郵送にてお申込みください。

2. 保育料の軽減制度

国の多子世帯・ひとり親等世帯への保育料負担軽減政策に伴い、一定未満の税額の多子世帯およびひとり親等世帯に対する保育料負担軽減を実施しています。

負担軽減の適用にあたり、原則、手続きは不要ですが、対象であることを区で確認できない場合は、申出書等の提出が必要になります。負担軽減の対象となる世帯は、以下のとおりです。

(1) 多子世帯に対する保育料負担軽減

世帯の住民税所得割課税額が57,700円未満の世帯 ※保育料の階層ではD4以下が目安です。

所得割課税額が57,700円未満の世帯で、在園児にきょうだいがいる世帯について、生計を一にする兄弟（成年に達している者でも可）から数え、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります（延長保育料は除く）。

※ 一定未満の税額に該当しない多子世帯については、きょうだい2人以上が保育園等に在園している（別園でも可）場合は、上のお子さんを第1子、2人目のお子さんを第2子、3人目以降のお子さんを第3子とし、第2子の保育料は半額、第3子の保育料は無料となります（延長保育料は除く）。認可外保育施設の在園児や小学生などのきょうだいは含みません。

(2) ひとり親等世帯（ひとり親世帯・同一世帯に障害児（者）のいる世帯）に対する保育料負担軽減

世帯の住民税所得割課税額が77,101円未満の世帯 ※保育料の階層ではD4以下が目安です。

所得割課税額が77,101円未満の世帯で、ひとり親世帯・同一世帯に障害児（者）のいる世帯について、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料となります（延長保育料は除く）。

【参考】

●国が定める利用者負担（保育料）の水準

保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として、実施主体である各区市町村が定めています。実際の負担額は、各区市町村によって異なります。

◆国が定める利用者負担（保育料）の上限額の基準（月額）【参考】

階層区分	保育認定の子ども			
	3号認定：満3歳未満		2号認定：満3歳以上	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
② 区市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③ 所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④ 所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

※世田谷区が定める保育料は次ページに掲載しています。

14 保育料・延長保育料一覧表

注2 (単位：円)

階層	世帯の階層区分		保育料の月額(1人につき)						区立保育園延長保育料の月額 (保育標準時間・1人につき)		
	定 義	注1→	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)	ひとり親等の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2		ひとり親等の世帯以外の世帯	600	600	600	600	600	600	200	200	200
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	7,400	7,300	6,800	6,700	6,800	6,700	900	900	900
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	9,500	9,400	8,800	8,700	8,600	8,500	900	900	900
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300	11,200	11,200	11,100	11,100	11,000	900	900	900
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300	18,000	13,100	12,900	13,000	12,800	1,800	1,300	1,300
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000	22,700	15,500	15,300	15,400	15,200	2,300	1,500	1,500
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	27,000	26,600	18,100	17,800	18,000	17,700	2,700	1,800	1,800
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	29,700	29,200	20,000	19,700	19,900	19,600	2,900	2,000	1,900
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	32,300	31,800	21,600	21,300	21,500	21,200	3,200	2,100	2,100
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	35,700	35,100	23,500	23,200	23,300	23,000	3,500	2,300	2,300
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	38,300	37,700	25,500	25,100	23,700	23,300	3,800	2,500	2,300
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	40,800	40,200	27,000	26,600	24,000	23,600	4,000	2,700	2,400
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	42,800	42,100	28,100	27,700	24,300	23,900	4,200	2,800	2,400
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	45,500	44,800	29,800	29,300	24,700	24,300	4,500	2,900	2,400
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	47,800	47,000	30,100	29,600	25,000	24,600	4,700	3,000	2,500
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	50,000	49,200	30,500	30,000	25,300	24,900	5,000	3,000	2,500
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	52,000	51,200	30,800	30,300	25,600	25,200	5,200	3,000	2,500
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	53,500	52,600	31,300	30,800	26,100	25,700	5,300	3,100	2,600
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	55,500	54,600	32,000	31,500	26,900	26,500	5,500	3,200	2,600
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	57,000	56,100	32,900	32,400	27,800	27,400	5,700	3,200	2,700
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	58,500	57,600	33,800	33,300	28,700	28,300	5,800	3,300	2,800
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	61,000	60,000	34,700	34,200	29,600	29,100	6,100	3,400	2,900	
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	64,000	63,000	35,600	35,000	30,400	29,900	6,400	3,500	3,000	
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	67,300	66,200	36,400	35,800	31,200	30,700	6,700	3,600	3,100	
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	70,500	69,400	37,200	36,600	32,000	31,500	7,000	3,700	3,200	
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	73,000	71,800	38,000	37,400	32,800	32,300	7,300	3,800	3,200	
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	74,500	73,300	38,800	38,200	33,600	33,100	7,400	3,800	3,300	
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000	74,800	39,600	39,000	34,400	33,900	7,600	3,900	3,400	
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000	75,700	41,100	40,500	35,800	35,200	7,700	4,100	3,500	
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000	76,700	42,700	42,000	37,300	36,700	7,800	4,200	3,700	
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000	77,700	43,900	43,200	38,500	37,900	7,900	4,300	3,800	

注1) 兄弟姉妹2人以上が保育園等(区に申込み施設および事業)に在園している(別園でも可)場合は、上のお子さんを第1子、2人目のお子さんを第2子、3人目以降のお子さんを第3子とし、第2子のお子さんの保育料は半額、第3子のお子さんの保育料は免除となります(延長保育料は除く)。認可外保育施設や小学生などの兄弟姉妹は含みません。

注2) 区立保育園以外の延長保育料は、各施設で定めています。詳しくは直接施設にお問合わせください。

※税資料の提出がなく、税額の確認ができない場合は、D30と同じ保育料になります。

後で税資料が提出された場合は、その年度に限り、4月にさかのぼり保育料を決定し直します。

※保育料・延長保育料一覧表の税額算定は、4月から8月までの月分については前年度分、9月から3月分については当年度分の所得割課税額により行います。

※延長保育料の扱いについては、47～49ページもご覧ください。

15 認可保育園の運営にかかる経費と保育料

認可保育園では、公立・私立を問わず、お子さんの年齢や世帯の収入に応じて、共通の基準で保育料をいただき、運営経費に充てています。

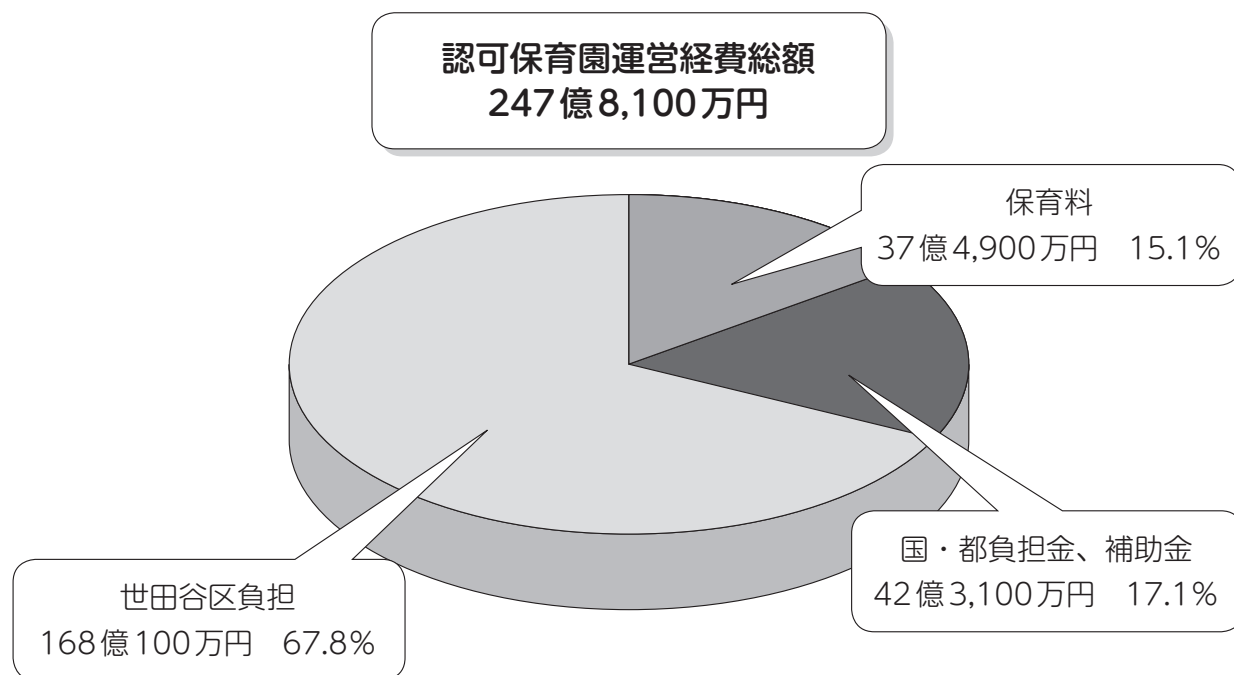
運営経費は、保育料と国・都・区の負担金でまかなっており、運営経費の約67.8%は区の負担となっています。

また、保護者の負担を軽減するため国が定める保育料の一部を負担し、実際の保育料は、現在国が定める保育料の約51%となっています。

保育料による負担割合の現状は、下記の表のとおり15.1%となっています。

【認可保育園運営経費の負担割合(28年度決算)】

保育園の運営経費は、保護者の皆様に負担していただく保育料と国・都・区が負担する費用でまかなわれています。



保育料は、保育園運営の貴重な財源となっています。納期限内の納入をお願いします。

納付期限日は毎月末日となっています。口座振替日も同日です。末日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。

口座振替日に残額不足にならないよう、ご注意ください。

**ご注意
ください!**

保育料または延長保育料のいずれかが、正当な理由なく滞納されている場合、法令等に基づき差押などの滞納処分を行うことがあります。